

## 防災体制等整備特別委員会 中間報告

ただいま議題となりました、防災体制等整備特別委員会における審査の経過と結果の中間報告を申し上げます。

本委員会は平成23年6月24日の本会議において設置され、既に平成23年第3回定例会において、それまでの審査の経過と結果について中間報告を行ったところであります。

その後、委員会は延べ7回会議を開き、精力的かつ慎重に審査を進めてまいりました。

審査の中では、委員間協議により、委員会の最終目的を防災計画の改定に関するガイドラインの作成とし、審査項目を大きな柱として以下の5つに分類しました。

- 1、避難所の運営、
- 2、庁内組織の指揮系統、情報の収集・発信、訓練、
- 3、物資のコントロール、
- 4、民間・公的機関との協力関係と協力内容、
- 5、維持すべき優先施設、

以上の5項目に対して、災害による被害を想定した資料等の審査を行うこととしました。

審査方法としては、市民安全部を中心とした各関係部局及び副市長に対し、地域防災計画における問題点、今後の対策等についての聞き取りや実際の各部局で実施した災害対応訓練等の視察調査を行いました。

主な質疑について項目ごとに申し上げますと、

#### **1 避難所の運営については、**

高台のない町内会の避難方法、地域ごとの被害想定周知、避難所運営ゲームの活用、100トンタンクの使用法、避難所運営マニュアルへの女性の視点、避難所に派遣される職員と地域とのコミュニケーション、ペットの避難場所、諏訪小学校建てかえ工事に対する本委員会提言の反映状況、避難生活が長期化した場合の対応、避難困難地域への対応、避難所のバリアフリー、避難所におけるピクトグラム表示、避難所の開設状況の案内、災害時の外国人支援、福祉避難所の選定理由と関係者との話し合い、避難所キーボックスの運用、学校災害対策本部と避難所運営組織の関係、避難所支援班の保健師の業務についてです。

## 2 庁内組織の指揮系統、情報の収集・発信、訓練については、

災害二輪調査隊の活用、タクシー無線の使用、消防団の業務の明確化、被害情報の伝達手順、アマチュア無線の活用、県横須賀土木事務所合同震災対策訓練の課題、部局をまたがった訓練等検討状況、各部局での業務継続計画、防災会議の構成メンバー、防災会議への女性メンバーの登用、震災後の基本計画等の変更の有無、自衛隊・海上保安庁及び警察との連携、市長等の指示と指揮系統の訓練、標高表示の進捗状況、自助・共助に関する啓発、医師会災害救護訓練の状況、各部局で実施する訓練情報の共有、災害多言語支援センターボランティアの活用、各施設の業務中止の統一的基準、市における医療系専門職、訓練における消防局との連携、消防局による訓練の評価、自衛消防隊と安全衛生委員会との関係、学校における防災教育及び防災担当職員の必要性、学校と災害対策本部への相互連絡方法、災害対策本部運営訓練の企画・実施・検証についてです。

### 3 物資のコントロールについては、

自衛隊及び米軍基地との燃料供給協定、避難所のプロパンガス配備、都市ガス地域でのプロパンガス配送計画、漁業協同組合との協定内容、緊急車両の登録方法、医薬品の配備状況、ユニック車を所持する業者への協力依頼、運搬給水を発災4日目からとする理由、応急給水拠点の設定、についてです。

### 4 民間・公的機関との協力関係と協力内容については、

他都市との防災協定、建設業協会との締結内容、合同震災対策訓練への警察の参加、震災時における自衛隊との協議状況、近隣自治体との道路維持協定、防災計画の中でのアマチュア無線の位置づけ、津波避難ビルの協力状況、指定管理者との災害時対応等の協議状況、薬剤師会との連携、上下水道局の広域支援体制の確立及び本市独自の取り組みの必要性、キャンバス水槽運搬業務の管工事組合の協力についてです。

### 5 維持すべき優先施設については、

停電時のスタンドの給油方法、病院における重油確保の必要性、

避難路整備に対する補助制度、応急救護所等の設置期間と周知、救急車が出払った場合の対応、下水施設の被害対応と復旧手順、消防団詰所の耐震性、学童クラブの耐震化、市内道路の啓開優先順位、住宅の耐震化の取り組み、活断層地震と新耐震基準、パソコンやサーバーの非常用電源装置の設置状況、地域医療救護所の停電対策、災害時の上下水道の復旧見込み、下水道ポンプ場の耐震化、管路交換の優先順位、下水道の地震対策の再整備、活断層地震の際の管路の復旧時間、下水道施設の応急復旧の手順、取水口が被害を受けた場合の対応についてであります。

これらの質疑及び意見をもとに、2月22日の委員会において、調整を行った結果、地域防災計画の改定に関する第一次ガイドラインを審査項目の5つにまとめ、第2回目の提言を行うことと決定しましたので、以下、本委員会の提言を申し上げます。

## 大柱の1. 避難所運営については

- ① 市内 70 か所の避難所すべてに避難所運営委員会を早期に立ち上げること。

- ② 避難所ごとの特性を盛り込み、情報提供を密にすることで、地域の方々が自ら作成にたずさわる避難所運営マニュアルの整備を行うこと。
- ③ 学校長以下は、学校の施設管理において、災害発生時は児童生徒の安全確保を最優先業務として位置づけ、その体制を進めるとともに、避難所運営の支援を行うものとする。
- ④ 学校避難所での帰宅困難者の受け入れには、施設能力として厳しいものがあるため、今後、市内主要駅周辺に帰宅困難者受け入れ用の施設の調整を行うこと。
- ⑤ 帰宅困難者の避難誘導體制および災害支援について、京浜急行等の公共交通機関と意見交換を行い、初動対応で混乱が生じないように、詳細について計画の立案をすること。
- ⑥ 災害時には、避難所に指定されていない施設、特に町内会館等に避難者が身を寄せることも起こるため、個々の対応を施設ごとに決めておくこと。
- ⑦ 町内会館等の一時避難所の耐震化に向けて、促進すべき制度を設けること。
- ⑧ 避難所に配備されている、仮設トイレやろ水器等の資機材を災害

時に使用可能な状態にするよう、日常の管理を徹底すること。

- ⑨ 避難所の100トンタンクの開設作業について、上下水道局による作業を基本とするが、避難所開設後は、避難所運営委員会による開設も可能とするよう作業指針を作ること。
- ⑩ 避難所の女性に対する配慮を充分考慮して、スペース、機材等の配備を検討すること。
- ⑪ 防災収納庫の配備品のうち特に仮設トイレの数と種類について、各避難所で偏在しているものを調整し、マンホールトイレはすべての避難所に配備できるようにすること。
- ⑫ 避難所における案内表示について、障害者、外国人避難者等の情報弱者に配慮し、事前の準備も含め、ユニバーサルデザイン、ピクトグラム等の表示方法を取り入れ、情報孤立者が発生しないよう施設のバリアフリー化についても心がけること。
- ⑬ 避難所周辺にある、幼稚園・保育園などの児童施設との避難誘導等の連携方法を検討すること。
- ⑭ 公的施設を利用した福祉避難所の開設に際して、地域の偏在の解消に努め、必要な人員、機材、体制等の詳細な検討を行い、切れ目のない体制を整えるため福祉避難所が立ち上がるまでの間、災

害時避難所内に、身近な福祉避難所としての機能を併せ持たせ、重層的な福祉避難所体制をつくること。さらに、実効可能な体制を整えるため、市役所内の医療系・介護系の有資格者の有効利用を図ること。

- ⑮ 災害時要支援者に対しては、地元町内会・自治会と協議して、災害弱者を発生させないよう対策を講じること。

## 大柱の2. 庁内組織の指揮系統、情報の収集・発信、訓練については

- ① 指揮系統と情報系統に合致した、通信体制を構築すること。
- ② 災害対策本部の指揮系統は本部長・副本部長以外はすべてが横並びであるので、実際の危機対応で的確にスピード感をもった指示対応ができていない。専門知識をもった部署が統括的に対策を立てていくよう、総合対策部の機能強化を図ることを前提に組織変更を検討されるとともに、指揮者である市長、副市長の対処能力の向上を目指す取り組みをされたい。
- ③ 各部局は、自発的に災害対応訓練を実施すること。活動細部計画を実行できるように作業手順としてのマニュアルの作成が義務

付けられているが、現在まで作成されていない部局が多い、マニュアルの早期作成を実行し、災害時における対処能力を強化するとともに、全庁での実践的な災害対応に取り組めるよう連携を強化すること。

- ④ 地域の拠点である行政センターの役割や権限を明確にするとともに、対策本部からの指示を待つことなく、独自判断で対応する業務を検討し、その対応に必要な人員資機材の配置を検討すること。
- ⑤ 本庁舎を含めたすべての災害拠点、医療拠点等との情報連絡手段は基本的に重層体制とし、少なくとも2系統以上の連絡手段を構築すること。
- ⑥ 行政センター、避難所及び町内会館を地域での情報発信拠点とするよう体制整備を行うこと。
- ⑦ 業務執行中の発災には、まず来庁者の安全確保を最優先するように活動細部計画に明確に位置付けること。
- ⑧ 消防団の地域活動隊の任務の設定を早期に取りまとめること。
- ⑨ 避難所となる学校長への指示系統を、対策本部または教育対策部かを明確にすること。

- ⑩ 各学校の避難マニュアルの作り直しについては早期に取り組むこととし、学校の特性を加味した内容にすること。
- ⑪ 各対策部が収集した情報は、整理してから対策本部に伝達されるとしているが、災害時の時系列を考慮して、発災当初はすべての情報を対策本部に集約することを検討すること。
- ⑫ アマチュア無線の活用方法を検討し、防災計画に明確に位置付けるとともに、委嘱する任務についてアマチュア無線局通信連絡実行協議会と詳細を検討すること。
- ⑬ 防災行政無線の難聴対策を行うとともに、文言及び放送方法についても効果的な方法を検討し、デジタル化に伴う利用方法の研究を行うこと。
- ⑭ FMブルー湘南との連携を確立し、具体的な運用方法について詳細まで確認し、市民に対してはその有効性や周波数などの情報を周知するよう取り組むこと。
- ⑮ 災害時の職員の参集計画に、家族の事情で発災後すぐに参集できない要因がある職員の把握を行うこと、特に保育園などの閉鎖、通所介護施設の閉鎖に伴い家族の面倒をみる必要から、自宅を離れることができない等、個別の事情を斟酌した参集計画と配置計

画を立案すること。

### 大柱の3. 物資のコントロールについては

- ① 拠点施設の維持、緊急車両の災害対応任務のために必要な燃料供給計画を作成すること。
- ② 緊急車両の登録手続き等については、消防局と公用車以外の緊急対応に使用する車両の指定を考慮して、事前の登録準備を行うこと。なお、緊急車両の範囲は過去の災害事例を研究して幅広く対応できるようにすること。
- ③ 市内43か所（平成24年1月現在）のガソリンスタンドで停電時給油体制がある給油所は5か所であり、拠点施設や緊急車両の燃料が不足する状態であることが予想されるので、停電時の給油手段の方策を検討すること。

### 大柱の4. 民間・公的機関との相互の協力関係と協力内容については

- ① 遠隔地自治体との協定については、友好都市や旧軍4市など、平素からつながりの深い自治体と締結すること。

- ② 既存の締結自治体とは、連携内容が形骸化しないよう実効性を高める取り組みをすること。
- ③ 自治体との相互支援協定は、災害発生時の混乱を考慮して、災害の規模により自動的に支援を発動できるよう、日ごろから関係部局で事態対応を決めておくこと。
- ④ 自衛隊との支援内容については、具体的な内容を協議しておくこと。
- ⑤ 米海軍との支援内容については、可能な限り支援が受けられるよう具体的な内容を協議しておくこと。
- ⑥ 民間団体との協定締結に当たっては、期待する役割を明確にし、それを防災計画に位置付けること。
- ⑦ 津波避難ビルの指定については、地域の要望を伝え、粘り強く協力の依頼をすること。
- ⑧ 医師会が運営する地域医療救護所については、その開設責任者として健康部が担当するが、その開設手順、必要な物資の手配、開設情報、開設期間および応援体制について、詳細な内容まで協議すること。
- ⑨ 学校に設置されているNTT非常用電話の開設が避難所運営委

員会で実施できるよう要請していくこと。

- ⑩ 道路啓開については非常時優先道路を中心とするが、緊急車両の通行確保も最重要課題であるので、道路管理者等と詳細を検討すること。

#### 大柱の5. 維持すべき優先施設については

- ① 災害時に維持すべき重要な施設を選び出し、優先的な施設整備に努めること。
- ② 大規模災害において、給水体制及び下水処理体制の再構築に早急に取り組むこと。
- ③ 災害時の医療拠点となる地域医療救護所等の開設を被災時に迅速にできるよう医師会等との連携を強化すること。
- ④ 町内会館及び消防団詰所の耐震化について検討実施していくこと。
- ⑤ 津波が発生した場合の避難路の整備については、優先順位を決め、なるべく早期に対応すること。
- ⑥ 災害時にも継続すべき業務を各部局ごとに明確にし、どのような業務継続計画が最適なのか早期に検討し立案すること。

- ⑦ 指定管理施設および委託管理施設の防災体制とマニュアルを見直し、利用者の避難誘導・安全確保の体制作りに取り組むこと。  
さらに今後業務引き継ぎが発生した場合に防災体制の確認を徹底すること。

おわりに、市民に対して周知すべき事柄については、市民自らが準備するものとして水・食料・常備薬・携帯トイレ等が考えられる。併せて、地域医療救護所等の緊急医療施設の情報等については、その周知方法を検討し実行されたい。

また、今後の審査の過程で提言していく項目については、本市の地域防災計画を市民の安全を守るために実効性の高いものにする必要があるので、順次網羅的に審査・提言をしていくこととします。

以上で中間報告を終わります。